

島根大学職員組合選挙規定

2004年 4月 16日

2004年 6月 14日

2009年 7月 10日

2010年 7月 16日

2014年 6月 27日

2016年 6月 17日

2022年 7月 28日

最終改正 2,024年 7月 26日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、島根大学職員組合同規約（以下「規約」と呼ぶ。）に基づく各種選挙に関する事項を定める。

第2章 選挙管理委員会

(構成)

第2条 選挙管理委員会は、選挙管理委員をもって構成する。

(委員の選出)

第3条 選挙管理委員は、各支部より2名ずつ、大会において選出する。

(委員の任期)

第4条 選挙管理委員の任期は、定期大会より次の定期大会までの1年とする。

(選挙管理委員長)

第5条 選挙管理委員は、選挙管理委員の互選により選挙管理委員長を選出する。

(業務)

第6条 選挙管理委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 選挙および投票の公示
- 二 役員選挙における投票の有効、無効の判定および当選者ならびに投票結果の発表
- 三 支部ごとの催促に基づき行われる選挙の管理
- 四 その他選挙および投票の管理に必要な事項

(役員立候補者の欠落)

第7条 選挙管理委員で組合役員選挙に立候補しようとする者は、選挙管理委員を辞退しなければならない。

(委員の欠員の補充)

第8条 選挙管理委員に欠員が生じた場合、中央執行委員会は当該支部の推薦によりその補充をすることができる。

第3章 大会代議員の選出

(大会代議員の選出)

第9条 大会代議員選出にあたっては、規約第22条にしたがう。

2 選挙細則は支部ごとに定める。

3 選出される大会代議員は、大会の前々月末の組合員数を基礎とする。

4 各支部は、大会前日までに、選出された代議員の職名、氏名を中央執行委員会に報告しなければならない。

第4章 中央委員の選出

(中央委員の選出)

第10条 中央委員は、規約第30条にしたがって支部組合員の直接秘密無記名投票により選出する。

2 選挙細則は支部ごとに定める。

3 中央委員に欠員が生じた場合は、その選出支部で直ちに補充を行わなければならない。

第5章 役員の選出

(役員選挙の基準)

第11条 役員の選出にあたっては、規約第36条および第37条にしたがう。

(全学一区で選出する役員の選出方法)

第12条 中央執行委員長、中央執行副委員長、書記長および会計監査委員については、島根大学職員組合全体を一選挙区として、自由に立候補し、もしくは他の組合員の推薦を受諾した組合員の中から選出する。

(一般の中央執行委員の選出方法)

第13条 他の中央執行委員の定数と各支部への配分は、中央執行委員会において決定する。
(第一次選挙)

第14条 各支部では、配分された定数の中央執行委員を支部組合員の直接秘密無記名投票で決定する。

2 配分された定数を超えない場合は、第一次選挙を省くことができる。

(第二次選挙)

第15条 前条によって選出された中央執行委員については、全組合員による信任投票を行う。信任されなかった中央執行委員(候補)は当該支部においてこれに代わる中央執行委員(候補)を選出し、再度信任投票を行うことができる。

(選挙の成立)

第16条 第12条および前条による投票は、全組合員の過半数の投票によって成立し、選出および信任には有効投票数の過半数の支持を受けなければならない。

第17条 削除

(一般の中央執行委員の欠員の補充)

第18条 人事異動で一般の中央執行委員に欠員が生じた場合の対処として、支部からの推薦を受け中央執行委員会で承認することができる。